

TOP page

資料室

イベント情報

講師を探す

Worker's 広場

関連リンク

資料室



HOME | 資料室 | 一般教養 | 労働関係法 | 職場と労働法 3 (5) 不当労働行為とは何か

労働組合

労働者福祉・共済

一般教養

社会保障

労使トラブル法律相談Q&A

労働関係法

経営全般

人間関係とコミュニケーション

ライフプラン

男女共同参画

公務員関係法

日朝の歴史

7つの習慣

中東の歴史

ボランティア活動

環境活動

社会貢献活動

自己啓発

生涯学習

外交・防衛問題

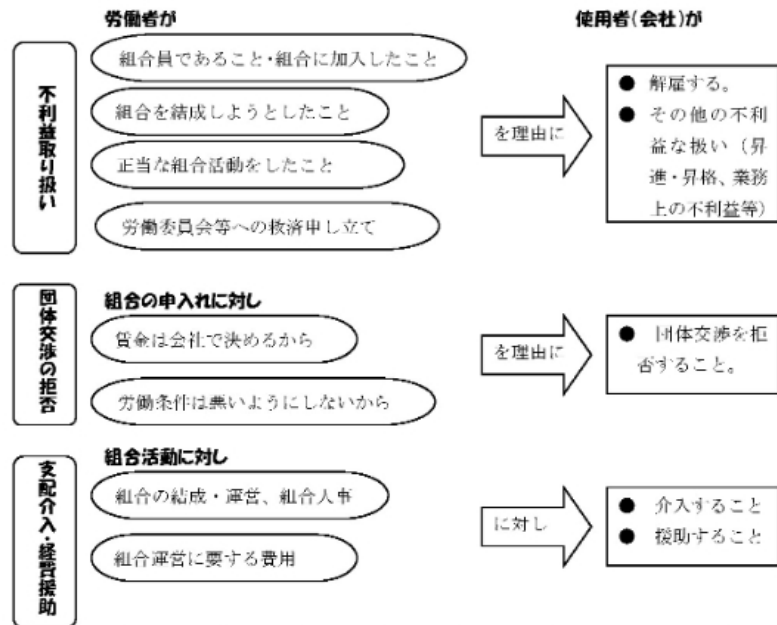
資本論

職場と労働法 3 (5) 不当労働行為とは何か

(クリックするとPDFファイルが開きます)

不当労働行為とは何か

不当労働行為のいろいろ



このような不当労働行為は、労働組合の正当な行為をしたことに対し成立するものであり、「労働組合の正当な行為」について明確化しておく必要があります。組合活動は基本的には就業時間外に行いますが、就業時間中でも使用者（会社）が容認している、許可している場合は行うことができます。

不当労働行為とは、使用者がしてはならない行為のことです。労働法は労使対等の立場で自主協議を通し労働条件決定を助成するルールです。したがって、ややもすると力の均衡が崩れ使用者に傾くことを阻止するため、一定の制限を課しているのです。それが不当労働行為と言われるので、法第七条に規定されています。その内容は、個別的労使関係に関する事項（個々の組合員を組合活動をしたことを理由とする不利益取り扱い）と集団的労使関係に関する事項（労働組合との関係で団体交渉を拒否し、労働組合の経営に介入すること）があります。ただ不当労働行為は明らかに違法だと判断できるものは少なく、一種のグレーゾーンにつき、巧妙に仕組まれてくるのが現実です。直接的な理由ばかりでなく、その背景や過去の事例など多角的な検証が必要です。労働組合のチェック機能、組合役員のリリーディングがなければ、法の精神は有名無実となります。

教育カリキュラム

日本国憲法

傾聴

語り部スキル

🔍 キーワード検索はこちら

資料に関する解説やサイト内ブックマーク、簡単なクイズもできる無料会員登録のお申し込みはこちらになります。

Worker's Library 会員登録
お申し込みはこちらです。

>>一覧へ戻る

📄 サイトマップ | 📄 このサイトについて | 📄 個人情報保護の取組みについて

🏠 ページTOPへ

TOP page

資料室

イベント情報

講師を探す

Worker's広場

関連リンク

Worker's Library 静岡で働く人のための資料閲覧サイト
JAPANESE TRADE UNION COFEDERATION DB SITE **【ワーカーズ・ライブラリー】**

Copyright© WORKER'S LIBRARY All rights reserved.